別紙第４号の７書式　（平26財令96・全改、平27財令41・令元財令１・令２財令73・一部改正）

第一片

領収済通知書

国庫金　船員保険

（この通知書は、機械処理されますので、汚したり、折りまげたりしないでください。）

年度	年金特別会計	内閣府及び厚生労働省所管	取扱庁番号	取扱庁名

元年月　年　月分

制度	層番コード	船保課税コード	①	②	③	④	⑤	⑥

納入告知書（納付書）発行年月日　令和　年　月　日

収納区分	収納月日				出力指示

年　月　日から

年　月　日までの延滞金

船舶所有者整理記号	告知書号

うち証券受領　円

証券受領　企部　一部

業務勘定
船員保険料に係る延滞金
千 百 十 億 千 百 十 万 千 百 十 円

納付目的　船員保険料に係る延滞金　年度

内閣府及び厚生労働省所管

年金特別会計

納付場所　日本銀行本店，支店，代理店，歳入代理店又は日本年金機構○○年金事務所

あて先　歳入徴収官

（所在地）

（住所）

（氏名）　殿

上記の合計額を領収しました。

（領収日付等）

（厚生労働省年金局送付分）

この通知は、納入告知書（納付書）ですが、機械処理の関係で領収済通知書、領収証、納入告知書（納付書）、領収証書の順に綴じてあります。納付の際は、ばらし、さらに新住所に提出してください。

担当課	

翌年度５月１日以降現年度歳入組入

第二片

告 領収控

国庫金　船員保険

年度	年金特別会計	内閣府及び厚生労働省所管	取扱庁番号	取扱庁名

原本年月

年　月分

納入告知書（納付書）発行年月日

令和　年　月　日

年　月　日から

年　月　日までの延滞金

船舶所有者整理記号	告知番号

うち証券受領　円

証券受領　全部　一部

業務収入
船員保険料に係る延滞金
千 百 十 億 千 百 十 万 千 百 十 円

納付目的

船員保険料に係る延滞金

年度

内閣府及び厚生労働省所管

年金特別会計

納付場所　日本銀行本店、支店、代理店、歳入代理店又は日本年金機構○○年金事務所

延滞金の計算方法　船員保険法第133条、同法施行規則第19条

殿

上記の合計額を領収しました。

（領収日付等）

（収納機関用）

翌年度5月1日以降現年度歳入組入

第三片

納入告知書　納付書・領収証書　　国庫金　船員保険

年度	年金特別会計	厚生労働省及び厚年分管有所管	取扱庁番号	取扱庁名

元本年月

年　　月分

納入告知書（納付書）発行年月日

令和　　年　　月　　日

年　　月　　日から

年　　月　　日までの延滞金

給新所有者整理記号	告知番号

うち証券受領　　円

証券受領　全部　一部

業務勘定	
船員保険料に係る延滞金	千 百 十 億 千 百 十 万 千 百 十 円

納付目的　船員保険料に係る延滞金

年度

内閣府及び厚生労働省所管

年金特別会計

納付場所　日本銀行本店、支店、代理店、歳入代理店又は日本年金機構○○年金事務所

延滞金の計算方法　船員保険法第133条、同法施行令第10条

歳入徴収官

殿

上記の合計額を領収しました。

（領収日付等）

（納付者控し）

翌年度5月1日以降現年度歳入組入

備考

別紙第４号の４書式の備考は本書式に準用する。この場合において、別紙第４号の４書式の備考３中「郡市区」とあるのは「整理コード」と、「事業所符号」とあるのは「整理番号」と、「納付目的年月分」とあるのは「生年月日」と、「調定種別」とあるのは「納付目的年月分」と読み替えるものとする。